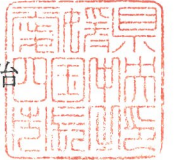


四国中央市生活応援商品券事業運営業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市生活応援商品券事業運営業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和8年2月12日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市生活応援商品券事業運営業務

(2) 業務の内容

本業務は、食料品等の物価高騰による家計への経済的負担を軽減するとともに、市内における消費を促進することで商業の活性化を図るため、全市民に四国中央市生活応援商品券を配布する事業の実施に当たり、登録店舗の募集、商品券の印刷、商品券の換金等を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月20日（水）まで

(4) 提案上限額

提案上限額は、290,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、次に掲げる項目ごとの額を超えないものとする。

ア 委託に係る事務経費

50,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 商品券原資額

240,000,000円（不課税）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）を提出している者又は令和8年2月26日（木）までに提出する者であって、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登録されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 直近5年間で、国又は地方公共団体において商品券事業運營業務又はこれに類する事業運營業務を元請として受注し、完了した実績があること。
- (8) 愛媛県内に本店、支店又は營業所その他事業所を有する者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市経済部産業支援課

住 所 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6186

F A X 番 号 0896-28-6242

電子メールアドレス sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年3月4日（水）までの期間において、市ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和8年3月4日（水）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月19日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市生活応援商品券事業運營業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記 3 (1) の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。